

第2 平成25年度普通交付税算定結果の概要

1 交付税総額について(全国ベース)

平成25年度の地方交付税の総額は、17兆624億円(当初予算額)で、前年度補正後予算額に比べ△4,628億円、2.6%の減となっている。

そのうち、普通交付税は、16兆387億円で、前年度補正後予算額に比べ△4,393億円、2.7%の減となり、特別交付税は1兆237億円で前年度補正後予算額に比べ△236億円、2.3%の減となっている。(第1表参照)

平成25年度の財源不足団体における道府県分及び市町村分の算定状況を見ると、基準財政需要額は対前年度比で道府県分が0.8%の減、市町村分が0.4%、基準財政収入額は対前年度比で道府県分が1.5%の増、市町村分が1.5%の増となっている。

なお、普通交付税の配分割合は、都道府県分52.5%、市町村分47.5%となり、前年度(道府県53.0:市町村47.0)と比べ0.5ポイント市町村分にシフトしている。(第2表参照)

第1表 平成25年度地方交付税総額の算定基礎

(単位: 億円、%)

区分	平成25年度 当初予算額 A	平成24年度			増減額		増減率		
		当初予算額 B	補正額 C	補正後 B+C D	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)	
国 税	所得 税 (A)	138,980	134,910	1,100	136,010	4,070	2,970	3.0	2.2
	酒 税 (B)	13,470	13,400	-	13,400	70	70	0.5	0.5
	二 税 計 (ア)	152,450	148,310	1,100	149,410	4,140	3,040	2.8	2.0
	法 人 税 (イ)	87,140	88,080	1,840	89,920	△940	△2,780	△1.1	△3.1
	消 費 税 (ウ)	106,490	104,230	△1,070	103,160	2,260	3,330	2.2	3.2
	た ば こ 税 (エ)	9,910	9,450	-	9,450	460	460	4.9	4.9
一	(ア) × 32%	48,784	47,459	352	47,811	1,325	973	2.8	2.0
	(イ) × 34%	29,628	29,947	626	30,573	△320	△945	△1.1	△3.1
	(ウ) × 29.5%	31,415	30,748	△316	30,432	667	982	2.2	3.2
	(エ) × 25%	2,478	2,363	-	2,363	115	115	4.9	4.9
小 計	112,304	110,517	662	111,179	1,787	1,125	1.6	1.0	
般	過年度精算分(20年度)	△2,981	△3,637	-	△3,637	656	656	△18.0	△18.0
	過年度精算分(23年度)	-	-	2,244	2,244	-	△2,244	-	皆減
	20年度補正予算(第2号)における臨時 財政対策債振替加算相当額の減額分	△827	△827	-	△827	-	-	-	-
	小 計(法定五税分)	108,495	106,053	2,906	108,958	2,443	△463	2.3	△0.4
会	法定加算等	8,231	9,752	-	9,752	△1,521	△1,521	△15.6	△15.6
	別 枠 の 加 算	9,900	10,500	-	10,500	△600	△600	△5.7	△5.7
	地方の財源不足の状況を踏ま えた別枠加算	9,900	10,500	-	10,500	△600	△600	△5.7	△5.7
	歳出特別枠の上乗せ分見合 いの別枠加算	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨時財政対策特別加算額	36,045	38,361	-	38,361	△2,316	△2,316	△6.0	△6.0
	特別加算	-	-	0.5	0.5	-	△0.5	-	皆減
計(一般会計繰入れ)	162,672	164,665	2,906	167,572	△1,994	△4,900	△1.2	△2.9	
特 別 会 計	返 還 金	-	-	-	-	-	-	-	-
	特別会計借入金	-	-	-	-	-	-	-	-
	特別会計借入金償還額	△1,000	△1,000	-	△1,000	-	-	-	-
	借入金等利子充当分	△1,746	△2,428	-	△2,428	682	682	△28.1	△28.1
	剰余金の活用	2,000	5,200	-	5,200	△3,200	△3,200	△61.5	△61.5
	地方公共団体金融機構の公庫債 権金利変動準備金の活用	6,500	3,500	-	3,500	3,000	3,000	85.7	85.7
	前年度からの繰越金	2,199	4,608	-	4,608	△2,409	△2,409	△52.3	△52.3
	翌年度への繰越金	-	-	△2,199	△2,199	-	2,199	-	皆減
計	170,624	174,545	707	175,253	△3,921	△4,628	△2.2	△2.6	
地 方 交 付 税	合 計	170,624	174,545	707	175,253	△3,921	△4,628	△2.2	△2.6
	内 普通交付税	160,387	164,073	707	164,780	△3,686	△4,393	△2.2	△2.7
内 特別交付税	10,237	10,473	0.5	10,473	△235	△236	△2.2	△2.3	

(注1) 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

第2表 平成25年度普通交付税決定額総括表(全国ベース)

(単位:億円、%)

区 分		基準財政 需要額	基準財政 収入額	財 源 不足額	普 通 交付税額	普通交付税 の全体に占 める割合
道府 県	25年度	180,458	96,088	84,370	84,251	52.5
	24年度	181,953	94,692	87,261	86,932	53.0
	伸 率	△ 0.8	1.5	△ 3.3	△ 3.1	
市 町 村	25年度	211,551	135,274	76,276	76,136	47.5
	24年度	209,982	132,463	77,519	77,141	47.0
	伸 率	0.4	1.5	△ 1.6	△ 1.3	
合 計	25年度	392,009	231,362	160,646	160,387	100.0
	24年度	391,935	227,155	164,780	164,073	100.0
	伸 率	0.0	1.9	△ 2.5	△ 2.2	

※ 1 「伸率」は、平成25年度の財源不足団体について算出したものである。

※ 2 平成24年度は、当初算定の額。

2 本県市町村分について

本県市町村分の平成25年度普通交付税決定額は1,345億31百万円で、前年度交付決定額に比べ、3億50百万円（△0.3%）の減となっており、対前年度伸率は全国ベース（△1.3%）より1.0ポイント上回っている。

基準財政需要額は、対前年度比1.7%の増となっており、全国ベース（△0.4%）より1.3ポイント上回っている。

基準財政収入額は、対前年度比4.0%の増となっており、全国ベース（1.5%）より2.5ポイント上回っている。

普通交付税決定額について都市分は、前年度に比べ11億46百万円、1.3%の増、町村分は、△14億96百万円、△3.1%の減となっている。（第3表参照）

第3表 費目別増減比較表(沖縄県市町村分)

(単位:百万円、%)

区 分	都 市			町 村			合 計			
	金 額	増減額	伸 率	金 額	増減額	伸 率	金 額	増減額	伸 率	
基準財政需要額 I+J	A	187,229	3,787	2.1	74,320	458	0.6	261,549	4,246	1.7
個別算定経費(C、D、Eを除く)	B	161,193	4,223	2.7	57,039	12	0.0	218,232	4,234	2.0
地域経済・雇用対策費	C	2,045	△39	△1.9	2,604	△33	△1.2	4,649	△72	△1.5
地域の元気づくり推進費	D	1,145	1,145	皆増	490	490	皆増	1,635	1,635	皆増
公債費	E	16,415	1,102	7.2	7,093	194	2.8	23,508	1,296	5.8
包括算定経費	F	25,307	△834	△3.2	12,686	△404	△3.1	37,993	△1,238	△3.2
(参考)公債費以外(B+C+D+F)		189,690	4,495	2.4	72,820	65	0.1	262,509	4,560	1.8
算出額計 B+C+D+E+F (臨時財政対策債振替前)	G	206,105	5,597	2.8	79,913	258	0.3	286,018	5,856	2.1
臨時財政対策債振替相当額	H	18,983	1,879	11.0	5,545	△255	△4.4	24,528	1,623	7.1
算出額計 G-H (臨時財政対策債振替後)	I	187,122	3,719	2.0	74,368	514	0.7	261,490	4,232	1.6
錯誤額	J	107	69	180.9	18	10	132.5	125	79	172.7
基準財政収入額 L+M	K	99,106	2,848	3.0	27,739	2,038	7.9	126,844	4,887	4.0
算出額計	L	99,077	2,944	3.1	27,747	2,081	8.1	126,824	5,025	4.1
錯誤額	M	28	△95	△77.1	△8	△43	△122.8	20	△138	△87.2
財源不足額 A-K	N	88,123	939	1.1	46,581	△1,580	△3.3	134,704	△641	△0.5
調整額	O	124	△207	△62.6	49	△84	△63.1	173	△291	△62.7
交付決定額 N-O	P	87,999	1,146	1.3	46,532	△1,496	△3.1	134,531	△350	△0.3

※1 増減額及び伸び率は、平成25年度算定と平成24年度当初算定との比較である。

※2 表示単位未満を四捨五入しているため計と内訳が一致しないことがある。

※3 平成14年4月1日 久米島町制施行(合併算定替)、平成17年4月1日 うるま市制施行(合併算定替)

平成17年10月1日 宮古島市制施行(合併算定替)、平成18年1月1日 南城市制施行(合併算定替)、八重瀬町制施行(合併算定替)

※4 基準財政需要額(I+J)(町村)は久米島町における合併算定替後の縮減額(66百万円)を反映。

3 市町村別の増減について

平成25年度普通交付税(市町村分)の交付決定額は、「第1 平成24年度普通交付税(市町村分)交付決定額」のとおりであるが、増減の大きい市町村の状況は次のとおりである。

(1) 伸率の高い市町村

(単位:百万円)

市 町 村 名	増減額	伸 率	主 要 因		
			基準財政需要額	基準財政収入額	
那覇市	1,273	10.9%	社会福祉費(個)	1,696	
			保健衛生費(個)	1,080	
金武町	69	3.5%	地域振興費(人口)	61	固定資産税(償却資産) △13
			地域の元気づくり推進費	17	市町村民税(法人税割) △12
					錯誤額 △8
恩納村	37	2.8%	地域の元気づくり推進費	17	
			保健衛生費	15	
うるま市	333	2.7%	社会福祉費(個)	191	
			地域の元気づくり推進費	164	
南城市	166	2.5%	地域の元気づくり推進費	76	
			保健衛生費(個)	60	

※1 増減額・伸率は平成25年度算定と平成24年度当初算定との比較である。

※2 (個)は個別算定経費、(公)は公債費である。

(2) 伸率の低い市町村

(単位:百万円)

市町村名	増減額	伸率	主 要 因	
			基準財政需要額	基準財政収入額
大宜味村	△343	△ 24.9%		市町村交付金 380 市町村たばこ税 2
南風原町	△344	△ 13.9%		市町村民税所得割 426 市町村たばこ税 34
北谷町	△179	△ 10.6%		固定資産税(土地) 73 市町村民税所得割 36 固定資産税(家屋) 28
宜野座村	△78	△ 6.3%		市町村民税法人割 63 市町村民税所得割 36 市町村たばこ税 5
中城村	△100	△ 6.2%		固定資産税(償却資産) 541 市町村民税所得割 32 固定資産税(土地) 23

※1 増減額・伸率は平成25年度算定と平成24年度当初算定との比較である。

4 平成25年度普通交付税大綱(主な改正項目)

(1) 地方公務員給与費に係る基準財政需要額の算定

平成25年度の地方公務員給与費に係る基準財政需要額については、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として算定(関係費目の単位費用を改正)。

(2) 「地域の元気づくり推進費」の算定(3,000億円程度)

地方財政計画に計上された「地域の元気づくり事業費」(3,000億円)については、地域の活性化等の緊急の課題に対処する観点から、普通交付税の基準財政需要額として、新たに臨時費目「地域の元気づくり推進費」を設けて、全ての地方団体について、地域の活性化等への取組に必要な財政需要を、人口を基本として算定(基礎額)。

その際、これまでの人件費削減努力を給与水準(国の給与削減前のラスパイレス指数)と職員数削減の要素で加算。

	基礎額	人件費削減努力による加算		計
		ラスパイレス指数	職員数削減	
道府県分	650億円程度	650億円程度	650億円程度	1,950億円程度
市町村分	350億円程度	350億円程度	350億円程度	1,050億円程度

(3) 東日本大震災の被災団体に対する算定上の特例(35億円程度)

東日本大震災の被災団体に対して、小・中学校費、高等学校費及びその他の教育費(幼稚園)の算定において、平成23年度及び平成24年度に引き続き特例的な措置を講じ、財政運営に支障が生じないように配慮。

(4) 臨時財政対策債の配分方式

臨時財政対策債発行可能額の配分については、平成25年度から、全て財源不足額を基礎として算出。